

市第39号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第34号及び第35号中「神奈川県ふぐ取扱及び販売条例」を「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」に改め、同条中第79号の11を第79号の14とし、第79号の 3 から第79号の10までを 3 号ずつ繰り下げ、第79号の 2 の次に次の 3 号を加える。

(79)の 3 土壤汚染対策法第22条第

4 項の規定に基づく汚染土壤処

理業の許可更新申請手数料 同 230,000 円

(79)の 4 土壤汚染対策法第23条第

1 項の規定に基づく汚染土壤処

理業に係る汚染土壤処理施設の

構造等の変更許可申請手数料 同 220,000 円

(79)の 5 汚染土壤処理業に関する

省令（平成21年環境省令第10号

）第14条第 2 項の規定に基づく

汚染土壤処理業の許可証の再交

付手数料 同 5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年11月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第34号及び第35号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

提 案 理 由

土壤汚染対策法及び汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可更新申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（ 上段 改正案 ）
（ 下段 現 行 ）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 33 号まで省略）

(34) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売
神奈川県ふぐ取扱及び販売条
条例（昭和 34 年神奈川県条例第
26 号）第 8 条の規定に基づくふ
ぐ営業認証手数料 同 8,200 円

(35) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売
神奈川県ふぐ取扱及び販売条
条例第 9 条第 3 項の規定に基づ
くふぐ営業認証書書換え又は再
交付手数料 同 2,700 円

（第 36 号から第 79 号の 2 まで省略）

(79) の 3 土壤汚染対策法第 22 条第
4 項の規定に基づく汚染土壤処
理業の許可更新申請手数料 同 230,000 円

(79) の 4 土壤汚染対策法第 23 条第
1 項の規定に基づく汚染土壤処
理業に係る汚染土壤処理施設の
構造等の変更許可申請手数料 同 220,000 円

(79) の 5 汚染土壤処理業に関する
省令（平成 21 年環境省令第 10 号

）第 14 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く

汚 染 土 壌 処 理 業 の 許 可 証 の 再 交

付 手 数 料

同

5,000 円

(79) の 6 (本 文 省 略)

(79) の 3

(79) の 7 (本 文 省 略)

(79) の 4

(79) の 8 (本 文 省 略)

(79) の 5

(79) の 9 (本 文 省 略)

(79) の 6

(79) の 10 (本 文 省 略)

(79) の 7

(79) の 11 (本 文 省 略)

(79) の 8

(79) の 12 (本 文 省 略)

(79) の 9

(79) の 13 (本 文 省 略)

(79) の 10

(79) の 14 (本 文 省 略)

(79) の 11

(第 80 号 から 第 163 号 まで 省 略)